

令和5年 第5回五泉市教育委員会定例会 会議録

開 催 日		令和5年4月21日 金曜日
開 催 場 所		五泉市役所 3階 応接室
出席者	教育長	伊藤 順子 君
	委 員	本間 寛和 君
		藤木 由佳子 君
		小出 園子 君
		吉川 弘一 君
関係説明者	学校教育課長 井上 雅夫 君	
	生涯学習課長 風間 章 君	
	スポーツ推進課長 吉田 政博 君	
	図書館長 齋藤 達哉 君	
書 記	学校教育課 課長補佐 稲餅 泰行 君	
欠 席 委 員		

議 事 日 程

令和5年4月21日 午後1時50分 開会開議

付議する事件

追加議案

- 議第1号 五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会委員の委嘱について
- 議第2号 五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会への諮問について

報告する事項

- 報告第1号 五泉市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 報告第2号 五泉市学校開放運営委員会委員の委嘱について
- 報告第3号 五泉市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について
- 報告第4号 五泉市青少年育成センター運営委員の委嘱について
- 報告第5号 五泉市青少年問題協議会委員の任命について
- 報告第6号 学校薬剤師の委嘱について
- 報告第7号 労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について
- 報告第8号 防火管理者の任命について
- 報告第9号 学区外就学の許可について（令和4年度分）
- 報告第10号 学区外就学の許可について（令和5年度分）
- 報告第11号 区域外就学の許可について

追加報告する事項

- 報告第12号 学校運営協議会委員の任命について
- 報告第13号 五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について
- 報告第14号 五泉市立幼稚園評議員の委嘱について
- 報告第15号 令和4年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

議 事 経 過 概 要

伊藤教育長 これより第5回教育委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お配りしたとおりでございます。それでは議事に入ります。はじめに、追加議案となります。議第1号五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会委員の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 議第1号五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。追加議案書の20ページをお開きください。この度の委嘱につきましては、前回の定例会で要綱をご承認いただきましたが、少子化により児童生徒数が減少する中、学校の児童生徒数やクラス数など、適正な学校の規模を検討するとともに、将来に向けた学校の在り方についてご議論いただき、基本方針を策定していただくための委員会の委員を委嘱するものです。次のページをお開きください。この度委嘱する方は、五泉市小中学校PTA連絡協議会会長畑泰弘さまほか9人の皆さまです。なお、任期は委嘱の日から要綱に規定する所掌事項となります。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、議第1号については、可決されました。議第1号を終了いたします。次に、追加議案となります。議第2号五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会への諮問についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 議第2号五泉市小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会への諮問について、ご説明申し上げます。追加議案の22ページをお開きください、この度の諮問につきましては、今ほどの基本方針策定委員会に諮問する内容について、次のページをお開きいただき、中ほどに記載のとおり「五泉市立小中学校における学校運営の現状を把握するとともに、将来予測される状況に適切に対応するため、五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針の策定について審議を求める。」とするものであります。以上、よろしくご審議の上、

ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第2号については、可決されました。次に、報告第1号五泉市スポーツ推進審議会委員の任命についてであります。スポーツ推進課長の説明を求めます。

吉田課長

報告第1号五泉市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明申し上げる前に、スポーツ推進審議会についてご説明申し上げます。スポーツ推進審議会ではありますが、スポーツの推進に関することについて、教育委員会から意見を求められたことに対して調査審議し、教育委員会に意見を述べるものであります。主な内容といたしましては、スポーツ推進計画に関すること、スポーツ施設・設備の整備に関すること、スポーツの指導者の養成や資質の向上に関することなどを、検討するところでございます。それでは、スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明申し上げます。2ページをご覧ください。五泉市・東蒲原郡中学校体育連盟から推薦され任命しておりました五泉北中学校の新保英博先生が退職されましたので、その後任として五泉北中学校の長谷川和哉先生を任命したものであります。なお、任期につきましては、令和5年4月1日から前任者の残任期間の令和6年5月31日までであります。以上、五泉市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご報告いたしました。よろしく願いいたします。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号五泉市学校開放運営委員会委員の委嘱についてであります。スポーツ推進課長の説明を求めます。

吉田課長

報告第2号五泉市学校開放運営委員の委嘱について、ご説明する前に、学校開放運営委員会についてご説明申し上げます。まず学校開放についてではありますが、学校施設を学校教育・運営及び施設の維持管理に支障のない範囲において、市民のスポーツ・レクリエ

ーション活動等の場として開放してるものであります。この学校開放の充実と開放校の開放形態などの管理運営上の問題を検討するものが、この学校開放運営委員会となっております。それでは、五泉市学校開放運営委員の委嘱について、ご説明申し上げます。4ページをご覧ください。五泉北中学校長の永倉浩二先生と愛宕小学校長の高津清一先生が退職されましたので、その後任として五泉北中学校長の佐藤元先生と愛宕小学校長の吉田豊先生を委嘱したものであります。なお、任期につきましては、令和5年4月1日から前任者の残任期間の令和6年3月31日までであります。以上、五泉市学校開放運営委員の委嘱について、ご報告いたしました。よろしくお願いたします。

伊藤教育長

ただいまの説明にご質疑ありませんか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号五泉市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長

報告第3号五泉市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。6ページをお開きください。このたび、委嘱しておりました委員の所属で人事異動がありましたので、こちらに記載の稲生一徳校長先生を新たに委員に委嘱したものです。任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年5月31日までであります。なお、社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育以外の教育活動のことを指しますが、地域住民と行政の間に立って、社会教育に対する住民ニーズを行政に反映するという役割を担っているのが社会教育委員であります。また、公民館とは、地域住民のために社会教育を推進する拠点となる施設であり、公民館における様々な事業について調査・審議するのが公民館運営審議会であります。どちらも同じ社会教育活動であることから、五泉市では社会教育委員に公民館運営審議会委員も合わせて委嘱しております。以上、委員の委嘱についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第3号を終了いたします。次に、報告第4号五泉市青少年育成センター運営委員の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長 報告第4号五泉市青少年育成センター運営委員の委嘱について、ご説明申し上げます。8ページをお開きください。このたび、委嘱しておりました委員の所属で人事異動がありましたので、こちらに記載の石山崇校長先生を新たに委員に委嘱したものです。任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年5月31日までであります。なお、青少年育成センターとは、関係機関・団体の協力を得ながら青少年の健全育成の推進に関することや青少年の指導及び相談に関することなどを業務としておりますが、育成センターが適正かつ円滑に運営されるよう指導・助言を行うのがこの委員の役割となります。以上、委員の委嘱についてご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございませんでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号五泉市青少年問題協議会委員の任命についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長 報告第5号五泉市青少年問題協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。10ページをご覧ください。このたび、任命しておりました委員の所属で人事異動がありましたので、こちらに記載の鈴木淳一支局長と石山崇校長先生を任命することについて、市長に内申したものであります。任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年5月31日までであります。なお、青少年問題協議会とは、青少年の指導、育成、保護などに関する総合的な施策や重要事項を調査・審議する機関であり、市議会議員、副市長、警察、小中高校の校長先生、民生委員や保護司などの皆様で構成されております。この協議会の委員につきましては、条例により市長が任命することと定められていることから、教育委員会からは「この人をお願いしたい」と市長に内申、別の言い方ですと推薦または報告をしたということであります。以上、委員の任命についてご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございませんでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第5号を終了いたします。次に、報告第6号学校薬剤師の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 報告第6号学校薬剤師の委嘱について、ご説明申し上げます。12ページをお開きください。この度の薬剤師の委嘱につきましては、学校保健安全法に基づく校内の環境衛生の定期検査を行う学校薬剤師を各学校に配置しておりますが、五泉東小学校から学校薬剤師を鬼立めぐみ薬剤師から黒田拓実薬剤師に交代する旨の申出がありましたので、別紙のとおり令和5年4月1日付けで委嘱したものです。以上、学校薬剤師の委嘱について報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第6号を終了いたします。次に、報告第7号労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 報告第7号労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について、ご説明申し上げます。14ページをお開きください。この度の衛生推進者の委嘱につきましては、常時勤務している教職員が10人以上50人未満の学校等については、衛生推進者を選任しなければならないと労働安全衛生法に規定されており、当市の学校にはすべて衛生推進者を配置しております。この度の委嘱は、4月の人事異動により6校について、別紙名簿に記載のとおり、令和5年4月1日付けで委嘱したものです。以上、労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第7号を終了いたします。次に、報告第8号防火管理者の任命についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第8号防火管理者の任命について、ご説明申し上げます。16ページをお開きください。この度任命する防火管理者につきましては、各学校に防火管理者を置くことが消防法に規定されており、五泉市立学校の施設、設備の管理に関する規則第5条では、防火管理者には校長を充てるとし、校長が資格を有していない場合は、資格を持っている他の教員をもって、これに充てると定めております。新たに任命した5人につきましては、前任者の退職及び転出により、新たに任命された方であります。なお、一番上の五泉南小学校につきましては、校長が資格を有していないため、有資格者の教頭を充てることとしており、それ以外の4校は校長に任命いたしました。任期につきましては、当該校に在職する期間となります。以上、防火管理者の任命について、報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第8号を終了いたします。次に、報告第9号学区外就学の許可について（令和4年度分）であります。なお、報告第9号については、秘密会とさせていただきます。

報告第9号 非公開

伊藤教育長

報告第9号を終了いたします。次に、報告第10号学区外就学の許可について（令和5年度分）であります。なお、報告第10号については、秘密会とさせていただきます。

報告第10号 非公開

伊藤教育長

報告第10号を終了いたします。次に、報告第11号区域外就学の許可についてであります。なお、報告第11号については、秘密会とさせていただきます。

報告第11号 非公開

伊藤教育長

報告第11号を終了いたします。次に、追加議案となります。報

告第 12 号学校運営協議会委員の任命について であります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第 12 号学校運営協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。追加議案の 24 ページをご覧ください。この度任命した委員につきましては、各小中学校に設置している学校運営協議会の委員で、委員の任務としましては、各学校長が作成する学校の運営に関する基本方針を審議し承認することや学校の運営について意見を述べることを主な役割とし、委員の定数は 15 人以内とし、学校長の推薦により教育委員会が任命するものです。この度任命した委員は、追加議案書の 25 ページから 31 ページの別紙「五泉市学校運営協議会委員に任命する者」に記載されております、各学校長から推薦いただきました 12 校、131 人に任命したものです。任期は発令の日から令和 6 年 3 月 31 日までとなります。なお、五泉北中学校につきましては、現在人選を進めており、次回以降の定例会でお知らせすることにしております。以上、学校運営協議会委員の任命についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第 12 号を終了いたします。次に、追加議案となります。報告第 13 号五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第 13 号五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について、ご説明申し上げます。追加議案の 32 ページをご覧ください。この度、委嘱する推進員及び本部員の役割につきまして、推進員は地域と学校が協働で行う学校行事や地域行事の企画・立案や行事に必要な協力者の確保と連絡調整などを行う地域のコーディネーターの役割を担う方であり、定数は各校 1 人です。本部員はそれらの行事の運営などにご協力いただくことを主な役割とし、定数の規定はありません。いずれも学校長の推薦により教育委員会が委嘱するものです。33 ページをお開きください。始めに、推進員であります、12 校に各 1 人委嘱いたしましたが、名簿の上から 2 段目の五泉南小学校と下から 3 段目の五

泉中学校は関塚真弓さま、上から4段目川東小学校と下から2段目川東中学校は栗田秀子さま、中ほどの大蒲原小学校並びに村松小学校につきましては、猪又久美子さまが、それぞれ両校を担当することになります。次に、五泉市地域学校協働本部本部員につきましては、34ページから39ページにかけて記載しております12校83人に委嘱したものです。任期は発令の日から令和6年3月31日までとなります。なお、五泉北中学校につきましては、現在人選を進めており、次回以降の定例会でお知らせすることにしております。以上、五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第13号を終了いたします。次に、追加議案となります。報告第14号五泉市立幼稚園評議員の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第14号五泉市立幼稚園評議員の委嘱について、ご説明申し上げます。追加議案の40ページをご覧ください。このたび委嘱する評議員は、幼稚園の教育目標、教育活動、また幼稚園、家庭、地域社会との連携などについて、幼稚園園長の求めに応じ、意見を述べることを主な役割とし、定数は5人以内と規定されています。この度は、第一幼稚園の評議員を委嘱するもので、園長の推薦により、追加議案の41ページの別紙「五泉市立幼稚園評議員を委嘱する者」に記載されております5人の皆さまに委嘱いたしました。なお、前回に引き続き委嘱した方は、名簿の一番上の尾組晃さまで、そのほかの4人の皆さまにつきましては、この度新たに委嘱したものです。任期は発令の日から令和6年3月31日までとなります。以上、幼稚園評議員の委嘱についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第14号を終了いたします。次に、追加議案となります。報告第15号令和4年度要保護及び準要保護

児童・生徒の認定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第 15 号令和 4 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について、ご説明申し上げます。42 ページをお開きください。この度の要保護・準要保護児童生徒の認定につきましては、児童生徒が等しく勉学に励むことができるよう、経済的にお困りのご家庭に小中学校の就学に要する学用品や修学旅行、給食費などの費用を援助する制度であります。令和 4 年度分は 7 月に当初申請分の認定を行い、その後の追加認定や転校による認定解除などの増減を差し引きし、令和 5 年 3 月末で認定数が確定いたしましたので、認定数一覧を作成し、報告するものです。一覧表は、次の 43・44 ページに小学校、45 ページに中学校と、学校別に要保護、準要保護の総数などをまとめております。始めに小学校では 44 ページの中ほどの、小学校計の太枠の総数の欄に記載のとおり、総数が要保護児童が 3 人、準要保護児童が 262 人の合わせまして 265 人を認定し、世帯の認定数は要保護 2 世帯、準要保護 187 世帯の合わせて 189 世帯と、令和 3 年度に比べまして、児童数が 6 人、世帯数も 20 世帯減少しました。45 ページの中学校につきましては、中ほどの中学校計の欄をご覧ください。総数は要保護生徒が 2 人、準要保護生徒が 154 人の合わせまして 156 人を認定し、世帯の認定数は要保護 2 世帯、準要保護 138 世帯の合わせて 140 世帯と、令和 3 年度に比べまして、生徒数が 7 人、世帯数も 8 世帯減少いたしました。また、一番下の新入学学用品費は、今月に各小学校に入学した児童の中で経済的にお困りの児童の保護者に対し、入学前の保育園等に在園中に新入学学用品の購入費を援助いたしました。令和 4 年度につきましては、38 人、37 世帯のお子さまが対象となりました。以上、令和 4 年度要保護及び準用保護児童・生徒の認定について報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第 15 号を終了いたします。次に、2 その他各課からの報告事項であります。学校教育課長から順次説明を求めます。

井上課長

学校教育課に関する事項を説明いたします。初めに、新型コロナウイルス感染症です。感染状況につきましては、ここ約1ヶ月で罹患者数が2人とかなり落ち着いている状況になります。なお、令和4年度の感染者数は児童生徒合わせまして1,251人、令和2年度から4年度までの累計では1,360人となったところです。続いて、インフルエンザですが、今月に入り小学校で感染が広がり、4月は4校7クラスで3日から5日間の学級閉鎖の措置を行い、そのうち5クラスは現在も措置を継続中です。感染症の状況については以上です。続きまして、5月の学校行事ですが、運動会が川東小学校を除く8校は5月20日土曜日に、川東小学校は5月27日土曜日にそれぞれ開催される予定となっております。学校教育課分は以上です。

風間課長

生涯学習課でございます。5月13日の土曜日に、市内文化財巡りを開催いたします。牧の衛守スギ、住吉神社などを見て巡るコースとなっております。ご都合がよろしければご参加いただければと思っております。また、ラポルテ五泉において、現在農林課所管がありますが、ルデフルというチューリップ回廊なんです。今日遅咲きのチューリップに入れ替えをしたところでございます。また、館内には村松ののぼり旗や、鯉のぼりなどが飾り付けをされておりますので、お時間ありましたらご覧頂ければと思っております。生涯学習課からは以上です。

吉田課長

スポーツ推進課であります。5月14日になりますが、シャクヤクフォトウォークということで、健康ウォークの一環でシャクヤクロード等を巡るコースを設けましてウォーキングのイベントを予定しております。スポーツ推進課からは以上です。

齋藤館長

図書館です。この4月23日から5月12日まで、子ども読書週間が行われます。そこで図書館といたしましては、イベントといたしまして読書される方から「家読」というお勧めの1冊を紹介していただきたいと考えております。ここで言う、「家読」という表現ですが、ご自宅で家族の方で本を読みながら、皆さんでふれあいを増していただきたいと考えております。なお、応募の方法につきましては、図書館にあります用紙がございますので、そちらに記入していただきまして、その後館内で展示したいと考えております。以上図書館からの報告となります。

伊藤教育長

各課からそれぞれ、いろいろな報告がありましたが、ご質問ござ

いますでしょうか。ないようでありますので、それでは、以上で令和5年第5回教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

この後、次回会議日程調整と通知をして閉議。

閉 議 時 間 午後2時39分

令和 年 月 日

上記のとおり相違ないので署名します。

教育長 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

調整者 _____